

人権尊重の社会づくり条例(仮称)の策定について

人権・同和教育課

1 趣旨

人権が尊重される社会の実現をより一層推進するため、様々な人権施策を網羅する新たな人権条例を策定し、町民誰もが安心して暮らせる人権を尊重する社会づくりを推進する。

2 策定の目的

- (1) 差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくりに関し、町の責務及び町民(通勤・通学する者、事業活動を行う団体を含む。)の役割を明らかにする。
- (2) 様々な人権課題の解決への取組を推進し、全ての町民の人権尊重の社会づくりの実現を図る。
- (3) 個別の人権課題への取組、具体的な施策を条例に基づき作成する「人権施策基本方針」に盛り込み、施策を推進する。

3 策定までの流れ

行政職員で構成する庁内策定チーム、有識者と行政職員で構成する条例策定委員会で条例(素案)を協議し、あらゆる差別をなくする審議会、町内関係団体等との意見交換やパブリックコメントを行い、条例(案)を作成する。

4 条例策定委員会

- (1) 開催日 令和2年9月30日(水)
- (2) 協議内容 条例骨子(案)について
- (3) 委員

No.	氏名	所属団体・役職
1	一盛 真	大東文化大学教授
2	川口 寿弘	全国隣保館連絡協議会会長
3	佐藤 淳子	県人権教育アドバイザー
4	井谷 初美	赤碕小学校長
5	前田 利弘	あらゆる差別をなくする審議会会長
6	山口 秀樹	副町長
7	田中 清治	教育長

(4) 主な意見

- ・様々な人権課題について改めて法律等、国の動向の確認
- ・これまでの人権課題の取組について歴史的な背景に配慮しながら記載が必要
- ・17分野の人権課題の表記についても整理が必要

5 今後のスケジュール(案)

- ・11月上旬 第3回庁内チーム会議
- ・11月12日 第2回策定委員会
- ・11月下旬 関係団体等との意見交換
- ・12月 あらゆる差別をなくする審議会、第3回策定委員会

琴浦町人権尊重の社会づくり条例(仮称)骨子

1 琴浦町人権尊重の社会づくり条例(仮称)の趣旨

- (1) 「琴浦町あらゆる差別をなくする条例」を全面改正し、新たに「琴浦町人権尊重の社会づくり条例(仮称)」を制定することとし、理念・施策の方向性を条例に明記する。
- (2) あらゆる差別をなくする総合計画に代わり、条例に基づく人権施策基本方針を定める。
- (3) 個別の人権課題への取組、具体的な施策を人権施策基本方針に盛り込み、人権尊重の社会づくりを推進する。
- (4) 町の施策を推進する責務を明確にするとともに、町と町民との協働・町民の主体的な役割を定める。

2 琴浦町人権尊重の社会づくり条例(仮称)の構成

- (1) 前文 次のような構成で条例制定の背景や趣旨を明らかにする。
 - ・人権とは全ての人が生まれながらにして持っている普遍的な権利であること。
 - ・国際社会や国における様々な取組、近年の法制化の動き、琴浦町における条例制度や様々な取組。
 - ・近年、インターネットにおける悪質な書き込み、子どもへの虐待やいじめ問題があること。コロナ禍で県内でも事業者や家庭で差別や偏見がみられること。
 - ・互いの多様性を認め合い、他人の人権についても理解を深め、行動に表すことが必要。人権の尊重について学び続けることが重要。

(2) 条例の目的

この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくりに関し、町の責務及び町民(通勤・通学する者、事業活動を行う団体を含む。)の役割を明らかにする。

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別、外国人、H I V感染者等、ハンセン病患者・元患者・その家族等をはじめとする、様々な人権課題の解決への取組を推進し、もって全ての町民の人権尊重の社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(3) 町の責務や町民の役割の明確化

町の責務

(ア) 条例の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策を行うとともに、町民の人権意識を高めるよう努める。

(イ) 町民と協働して、人権尊重の社会づくりに努める。

町民の役割

相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努めるとともに、町が行う人権施策に協力するよう努めなければならない。

(4) 基本方針の策定

人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定める。

(ア) 人権尊重の社会づくりの基本理念に関すること。

(イ) 人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。

(ウ) 人権問題における17の分野ごとの施策に関すること。

(エ) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

(5) 教育及び啓発の充実

人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(6) 推進体制の充実

人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うために国、県、関係団体等と連携に努め、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(7) 調査の実施

人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する町民の意識調査等を行うことができる。

(8) 相談体制の充実

人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に誠実に応じるため、必要な相談体制の充実を図る。

(9) 審議会の設置

町の附属機関として、「人権尊重の社会づくり審議会」を設置する。

審議会は、人権尊重の社会づくりの推進に関し、必要な事項を調査・審議する。

人権施策基本方針を定めるに当たっては、審議会の意見を聞くものとする。

審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について、町長に意見を述べるることができる。